

担	埼玉労働局雇用均等室
	室長 布川 裕子
	厚生労働事務官 武藤 和佳奈
当	電話 048-600-6210

平成 26 年度は過去最多 17 社認定

～県内のくるみん認定企業が 53 社となりました！～

社会全体での次世代育成支援の更なる推進・強化を図るため、改正次世代育成支援対策推進法(「次世代法」)が平成 27 年 4 月 1 日から施行されたところです。

県内では、平成 26 年度における埼玉労働局管内のくるみん認定企業が最多となっており、昨今、仕事と子育てが両立できる環境の整備に関心を持つ企業が増加していることが窺えます。

1 全くるみん認定企業数 ※()内は平成 26 年度認定企業数

認定企業数 53 社 (17 社)

- 100 人以下企業 4 社 (2 社)
- 101～300 人以下企業 19 社 (6 社)
- 301 人以上企業 30 社 (9 社)



2 一般事業主行動計画の届出率

常時雇用する労働者数 101 人以上企業の届出率は 97.9%
(平成 27 年 3 月末時点)

【次世代育成支援対策推進法とは？】

- ・次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備することを目的とし、同法において、企業に一般事業主行動計画を策定することが義務付けられている(常時雇用する労働者数 100 人以下の企業は努力義務)
- ・企業の自主的な取組が促されるよう、行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣の「くるみん認定」あるいは「プラチナくるみん認定」を受けることができるとされている
- ・認定を受けた企業は「くるみんマーク」(上)あるいは「プラチナくるみんマーク」(下)を、子育てサポート企業として、自社の PR に使うことができる
- ・くるみん認定企業を評価する制度として、税制上の優遇措置が別途設けられている(くるみん税制)

<参考>

参考資料1 埼玉労働局管内次世代育成支援認定企業一覧

参考資料2 平成 26 年度認定企業の取組例

参考資料3 一般事業主行動計画策定届提出状況

参考資料4 次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント

参考資料5 認定を受けると、税制優遇(くるみん税制)を受けられます！

プラチナくるみんマーク



埼玉労働局管内次世代育成支援認定企業一覧

～埼玉県内の「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大切にする企業」～

○平成26年度認定企業一覧

平成26年度認定企業数 17社

うち 100人以下企業 2社

101～300人以下企業 6社

301人以上企業 9社

(認定日順)

	認定企業名	地域
1	株式会社 ウィズネット	さいたま市
2	株式会社 カインズ ◇	本庄市
3	株式会社 OKIソフトウェア	蕨市
4	ホシザキ北関東 株式会社	さいたま市
5	株式会社 アドバンファシリティズ ☆ ◆	加須市
6	ブリヂストンフローテック 株式会社	加須市
7	医療法人 桂水会 岡病院	本庄市
8	株式会社 グラファイトデザイン	秩父市
9	佐川ロジスティックspartnerズ 株式会社	比企郡吉見町
10	ポラス 株式会社	越谷市
11	医療法人 狭山中央病院 ◆	狭山市
12	クラリオン 株式会社	さいたま市
13	株式会社 コスモ調剤薬局	さいたま市
14	高橋精機 株式会社	東松山市
15	医療法人 本庄福島病院	本庄市
16	医療法人社団 心英会 ☆	松伏町
17	独立行政法人 理化学研究所 ◆	和光市

※1 ◆印は2回目の認定を受けた企業です。

※2 ◇印は3回目の認定を受けた企業です。

※3 ☆印は100人以下の企業です。

○全認定企業一覧

認定決定件数 67件

認定企業数 53社(認定2回目の企業 7社 認定3回目の企業 4社)

	認定企業名	地域
1	医療法人 愛應会	加須市
2	曙ブレーキ工業 株式会社 ◆	羽生市
3	曙ブレーキ岩槻製造 株式会社	さいたま市
4	株式会社 朝日ラバー	さいたま市
5	株式会社 アドバンファシリティズ ☆ ◆	加須市
6	株式会社 アルファプラス ☆	越谷市
7	社会福祉法人 杏樹会	入間市
8	株式会社 ウイズネット	さいたま市
9	AGS 株式会社	さいたま市
10	株式会社 OKIソフトウェア	蕨市
11	株式会社 カインズ(群馬労働局認定後、埼玉県内に移転) ◇	本庄市
12	協和界面科学株式会社 ☆	新座市
13	株式会社 グラファイトデザイン	秩父市
14	クラリオン 株式会社	さいたま市
15	株式会社 クリタエイムデリカ	越谷市
16	医療法人 桂水会 岡病院	本庄市
17	生活協同組合連合会 コープネット事業連合 ◆	さいたま市
18	生活協同組合 コープみらい(「生活協同組合さいたまコープ」より名称変更) ◇	さいたま市
19	株式会社 コスモ調剤薬局	さいたま市
20	株式会社 コマーム	川口市
21	埼玉縣信用金庫	熊谷市
22	株式会社 埼玉りそな銀行 ◆	さいたま市
23	佐川ロジスティックspartnerズ 株式会社	比企郡吉見町
24	医療法人 狭山中央病院 ◆	狭山市
25	医療法人 三愛会 埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市
26	サンケン電気 株式会社	新座市
27	三州製菓株式会社	春日部市
28	シーケーエンジニアリング 株式会社	さいたま市
29	医療法人社団 心英会 ☆	松伏町
30	西武鉄道 株式会社	所沢市

31	全国生活協同組合連合会		さいたま市
32	高橋精機 株式会社		東松山市
33	株式会社 中央住宅		越谷市
34	津田工業 株式会社	◆	東松山市
35	T&D情報システム 株式会社	◇	さいたま市
36	株式会社 東光 <small>(東京労働局認定後、埼玉県内に移転)</small>		鶴ヶ島市
37	社会福祉法人 殿山福祉会		新座市
38	株式会社 日本アポック		川越市
39	日本郵政共済組合		さいたま市
40	医療法人社団 白桜会		白岡市
41	ハスクバーナ・ゼノア 株式会社		川越市
42	株式会社 ファニーワーク		上尾市
43	ブリヂストンフローテック 株式会社		加須市
44	ホシザキ北関東 株式会社		さいたま市
45	ボッシュ 株式会社		東松山市
46	ポラス 株式会社		越谷市
47	医療法人 本庄福島病院		本庄市
48	ホンダ開発 株式会社		和光市
49	株式会社 本田技術研究所	◇	和光市
50	株式会社 武蔵野		朝霞市
51	株式会社 武蔵野銀行		さいたま市
52	独立行政法人 理化学研究所	◆	和光市
53	リズム時計工業 株式会社		さいたま市

※1 ◆印は2回目の認定を受けた企業です。

※2 ◇印は3回目の認定を受けた企業です。

※3 ☆印は100人以下の企業です。

○(参考)年度別認定企業一覧

平成26年度		
1	株式会社 ウィズネット	さいたま市
-	株式会社 カインズ ◇	本庄市
2	株式会社 OKIソフトウェア	蕨市
3	ホシザキ北関東 株式会社	さいたま市
-	株式会社 アドバンファシリティズ ☆ ◆	加須市
4	ブリヂストンフローテック 株式会社	加須市
5	医療法人 桂水会 岡病院	本庄市
6	株式会社 グラファイトデザイン	秩父市
7	佐川ロジスティックspartnerズ 株式会社	比企郡吉見町
8	ポラス 株式会社	越谷市
-	株式会社 タムラサーマルデバイス(株式会社タムラ製作所(東京)に吸収合 ☆	狭山市
-	医療法人 狭山中央病院 ◆	狭山市
9	クラリオン 株式会社	さいたま市
10	株式会社 コスモ調剤薬局	さいたま市
11	高橋精機 株式会社	東松山市
12	医療法人 本庄福島病院	本庄市
13	医療法人社団 心英会 ☆	松伏町
-	独立行政法人 理化学研究所 ◆	和光市
平成25年度		
1	医療法人 狭山中央病院	狭山市
2	医療法人社団 白桜会 新しらおか病院	白岡市
3	日本郵政共済組合	さいたま市
4	全国生活協同組合連合会	さいたま市
-	曙ブレーキ工業 株式会社 ◆	羽生市
5	AGS株式会社	さいたま市
6	三州製菓株式会社	春日部市
7	株式会社 コマーム	川口市
8	シーケーエンジニアリング 株式会社	さいたま市

平成24年度		
-	T&D情報システム 株式会社	◇ さいたま市
-	株式会社 本田技術研究所	◇ 和光市
1	ホンダ開発 株式会社	和光市
-	株式会社 カインズ <small>(群馬労働局認定後、埼玉県内に移転)</small>	◇ 本庄市
2	株式会社 クリタエイムデリカ	越谷市
-	津田工業 株式会社	◆ 東松山市
3	株式会社 ファニーワーク	上尾市
4	医療法人 三愛会 埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市
5	株式会社 アルファプラス	☆ 越谷市
-	生活協同組合コープみらい <small>(「生活協同組合さいたまコープ」より名称変更)</small>	◇ さいたま市
平成23年度		
-	生活協同組合連合会コープネット事業連合	◆ さいたま市
1	ハスクバーナ・ゼノア 株式会社	川越市
2	株式会社 日本アポック	川越市
3	株式会社 埼玉りそな銀行	◆ さいたま市
-	リズム時計工業 株式会社	さいたま市
4	医療法人 愛應会	加須市
5	株式会社 アドバンファシリティズ	☆ 加須市
6	西武鉄道 株式会社	所沢市
7	協和界面科学 株式会社	☆ 新座市
8	株式会社朝日ラバー	さいたま市
平成22年度		
1	埼玉県信用金庫	熊谷市
2	株式会社 武蔵野銀行	さいたま市
3	ボッシュ 株式会社	東松山市
-	生活協同組合コープみらい <small>(「生活協同組合さいたまコープ」より名称変更)</small>	◆ さいたま市
4	曙ブレーキ岩槻製造 株式会社	さいたま市
平成21年度		
1	株式会社 中央住宅	越谷市
2	サンケン電気 株式会社	新座市
3	株式会社 本田技術研究所	◆ 和光市
4	社会福祉法人 殿山福祉会	新座市
5	津田工業 株式会社	滑川町
-	T&D情報システム 株式会社	◆ さいたま市
-	リコーユニテクノ 株式会社 <small>(リコーインダストリー株式会社に吸収合併)</small>	八潮市

平成20年度		
1	T&D情報システム 株式会社	さいたま市
2	株式会社 埼玉りそな銀行	さいたま市
3	株式会社 東光(東京労働局認定後、埼玉県内に移転)	鶴ヶ島市
4	株式会社 カインズ(群馬労働局認定後、埼玉県内に移転)	本庄市
5	社会福祉法人 杏樹会	入間市
6	独立行政法人 理化学研究所	和光市
7	株式会社 武蔵野	朝霞市
平成19年度		
1	株式会社 本田技術研究所	和光市
2	生活協同組合コープみらい(「生活協同組合さいたまコープ」より名称変更)	さいたま市
3	生活協同組合連合会コープネット事業連合	さいたま市
4	曙ブレーキ工業 株式会社	羽生市

平成26年度 認定企業の取組例

株式会社 コマーム

- 顧客向けサービス(ベビーシッターサービス等)の従業員への割引提供
- 社内研究会、定期社内講座等へ出席する従業員の子供の保育
- 新年会への家族参加の推奨等、従業員が子供との交流時間を確保できるイベントの企画など、保育サービス業ならではのメリットを最大限生かした仕事と子育ての両立支援策を実施している。

株式会社 カインズ

- 子供が生まれる際の父親の休暇(配偶者退院時休暇取得制度)の取得の促進
 - 出産や子育てによる退職者の再雇用制度を新設し、申出者が1名以上を目標として周知
 - 店舗閉店後1時間以内に退店」制度の継続実施
- など、企業のニーズを把握し、配慮を効かせた仕事と子育ての両立支援策を実施している。

ホシザキ北関東 株式会社

- 期間内に育児休暇取得率 男性社員:1名以上取得 / 女性社員:70%以上を維持
 - 国が提唱している「ポジティブオフ運動」に賛同し、社内周知を徹底
 - 有給休暇の取得促進施策として、「〇%達成するには〇月〇日までに全員が〇日取得が必要」「有給取得率が悪いのは事業部責任者となります。有給取得を促してください。」と明確に断言・提示することによる取得しやすい雰囲気づくり
- など、明確かつ積極的な仕事と子育ての両立支援策を実施している。

株式会社 グラファイトデザイン

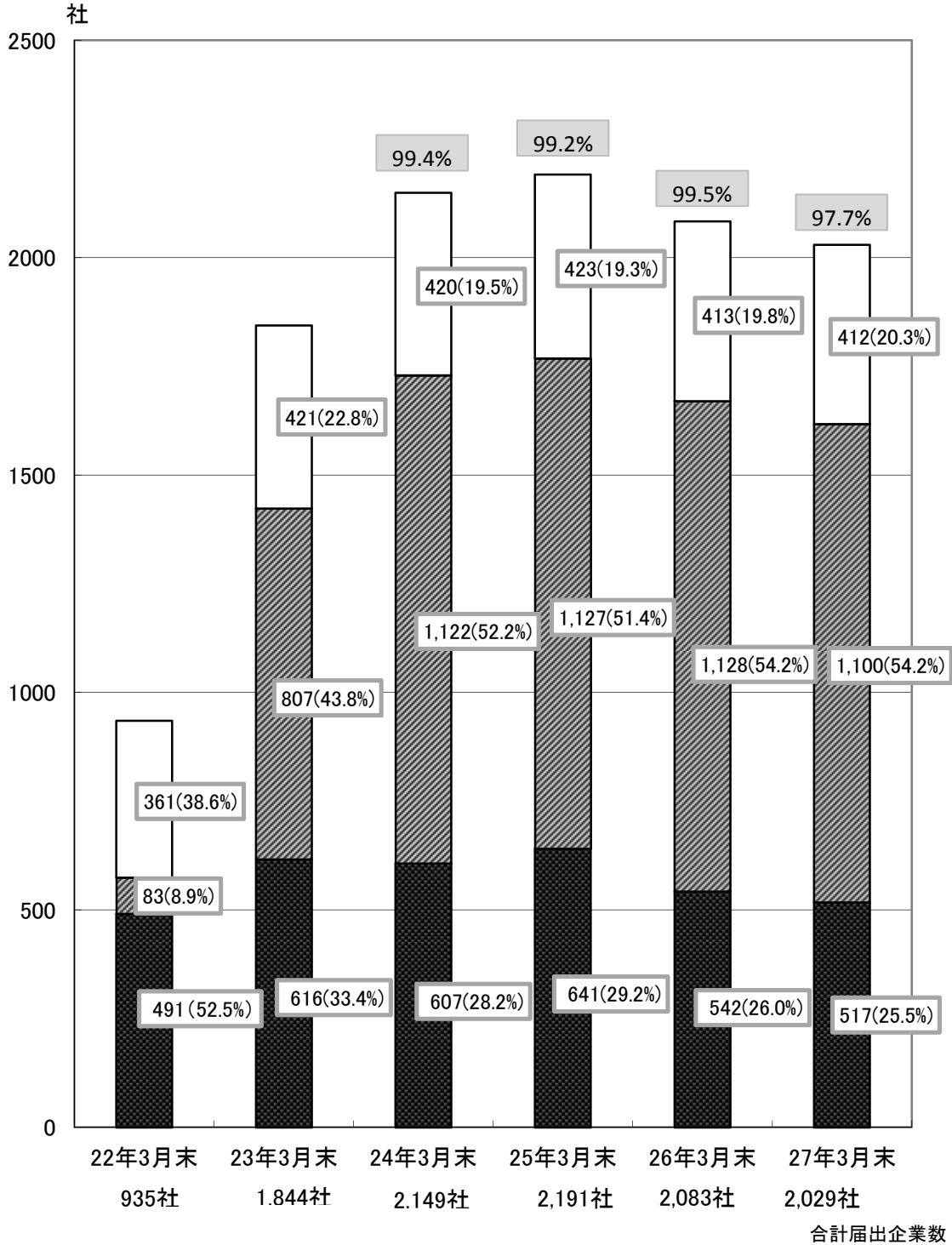
- 子の看護休暇の適用期間を子が中学生就学の始期に達するまでに拡大
- 子の看護休暇の有給化及び時間単位での取得を可能とする規定の制定
- 育児時間の有給化及び詳細を育児休業等規定に制定し、社内イントラネットによる制度の周知など、企業のニーズを把握した上で制度を見直し、基本から子育ての両立支援策を実施している。

一般事業主行動計画策定届提出状況

■ 100人以下企業 ■ 101～300人企業 □ 301人以上企業

※ ()内は、各企業規模の占める割合

※ グラフトップの表示 は、各年度における全届出義務企業の届出率



※ 当初策定の義務があったのは301人以上の企業であったところ、平成23年4月より101人以上300人以下の企業も対象となっている

平成27年4月1日施行

次世代育成支援対策推進法のご案内

～ 平成37年3月31日までの10年延長・新たな認定制度の創設 ～

次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備が一定程度進みましたが、**子どもが健やかに生まれ、育成される環境の更なる改善・充実のため**、次世代法が改正されました。

改正のポイント

新くるみんマーク



法律の有効期限の10年間の延長

平成37年3月31日まで、10年間延長されました。引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知を行う義務があります！(労働者100人以下の企業は努力義務)

行動計画策定指針の改正

行動計画策定指針は以下のように改正されました。平成27年4月1日以降は、新しい行動計画策定指針に則った行動計画の策定が望まれます。

五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点

(1) 労働者の仕事と生活の調和の推進という視点

男性の育児参加が女性の継続就業につながる等の観点から、「**男性の育児休業取得を始めとする子育てに関する諸制度の利用促進に係る取組を推進していくことが重要であること**」を、とりわけ子育て期にある男性で過労働時間60時間以上の割合が高く、年次有給休暇取得率が5割を下回る水準で推移している現状に鑑み、「**働き方・休み方の見直しに資する取組を推進していくことが重要であること**」を追加します。

(4) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点

仕事と子育ての両立支援への具体的なニーズは企業によって様々ですが、効果的な取組を自主的に進めていくに当たり、「**取組の対象に非正規労働者が含まれることを認識した上で、取組を進めていくことが重要であること**」を追加します。

4 その他基本的事項

(4) 計画の実施状況の点検

行動計画の推進に当たっては、「**PDCAサイクル(Plan計画、Do実行、Check評価、Action改善)を確立することが重要であること**」を追加します。

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

1 雇用環境の整備に関する事項

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

コ 勤務地、担当業務等の限定制度の実施

子育て期の労働者にとって職務や勤務地等の限定は必須であるが、その内容の明確化・他の社員との公平化を考慮し、「**希望する労働者に対し、職務や勤務地等の限定を実施する際は、限定内容の明示が重要であり、限定がない労働者との間の転換ができることや待遇の均衡を図ることが望ましいこと**」を追加します。

お問い合わせ

埼玉労働局雇用均等室

土日祝日を除く8:30～17:15

電話 : 048-600-6210

FAX : 048-600-6230

住所 : 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー16階

くるみん認定基準の改正

くるみん認定基準が以下のとおり変わりました。

- 1 適切な行動計画を策定したこと
- 2 計画期間が2年以上5年以下であること
- 3 行動計画に定めた目標を達成したこと
- 4 適切に公表及び労働者への周知をしたこと
- 5 男性の育児休業等取得者が1人以上いること

<労働者数300人以下の企業の特例>

- ① 男性の看護休暇取得者がいること
- ② 男性の**所定外労働時間の短縮措置**利用者がいること
- ③ 計画開始前3年以内に、男性の育児休業取得者がいること
- ④ **小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合**
企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した男性がいること

ポイント2 拡大

短時間勤務の対象となる子の範囲が広がります！

ポイント2 追加

小学校就学前の子どもがいなくても、独自の育児関係休暇の利用者がいれば可能に！

ポイント2 改正

取得率が引き上げられます！

ポイント2 追加

具体的な成果の明記も義務になりました！

- 6 女性の育児休業取得率が**75%**以上であること
- 7 3歳から小学校入学までの子をもつ労働者を対象とする育児休業等の措置を講じていること
- 8 ①**所定外労働の削減**、②**年次有給休暇の取得促進**③**短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する措置**について**成果に関する具体的な目標を定めて実施していること**
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

プラチナくるみん制度の創設

新しく特例認定(プラチナくるみん認定)制度が創設されました。
認定基準は、上記の新しくみん認定基準に以下の項目を追加したものです。

◇ 男性の育児休業について ※ 上記5

以下の①又は②を満たすことが必要です。

$$\textcircled{1} \frac{\text{育児休業を取得した男性労働者}}{\text{配偶者が出産した男性労働者}} = \mathbf{13\%} \text{以上}$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{育児休業を取得した男性労働者} + \text{企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した男性労働者}}{\text{配偶者が出産した男性労働者}} = \mathbf{30\%} \text{以上}$$

及び 育児休業を取得した者が1人以上



12色から選べます！

◇ 多様な働き方の見直しについて ※ 上記8

上記8の①、②、③、すべてに取り組み、①又は②について定量的な目標を定めて実施し達成するとともに、以下のいずれかを満たすことが必要です。

- ・計画期間終了前直近1年間の**平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下**であること
- ・計画期間終了前直近1年間の**平均月時間外労働時間が80時間以上である労働者が1人もいない**こと

◇ 女性の継続就業状況について **新規**

以下の①又は②を満たすことが必要です。

$$\textcircled{1} \frac{\text{子の1歳誕生日まで在職している女性労働者}}{\text{子を出産した女性労働者}} = \mathbf{90\%} \text{以上}$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{子の1歳誕生日まで在職している女性労働者}}{\text{子を出産した女性労働者} + \text{出産予定であったが退職した女性労働者}} = \mathbf{55\%} \text{以上}$$

プラチナ認定をされると？

- ◇ 行動計画策定義務の免除(届出不要)
- ◇ 毎年1回、次世代育成支援対策の実施状況の公表が義務化
- ※ 労働者数300人以下の特例もあり

◇ 女性の活躍促進について **新規**

育児休業等を取得し、又は、育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、**能力向上やキャリア形成のための支援などの取組計画を策定し、これを実施していること**

くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指す事業主の皆様

認定を受けると、税制優遇(くるみん税制)を受けられます！

1 くるみん税制とは？(改正次世代法施行に伴い、平成27年度から制度が変わりました)

◆平成27年度からのくるみん税制は、企業が「次世代育成支援に資する資産(下記参照)」を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、又は、プラチナくるみん認定を受けた場合に、その資産について、割増償却ができることとするものです。

◆くるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの期間に初めてくるみん認定を受けた企業は、その資産について、認定を受けた事業年度(1年間)に、企業・資産の種類に応じた、以下の割増償却率の適用が受けられます。

企業の区分 資産の区分	常時雇用する労働者が101人以上のくるみん認定企業	常時雇用する労働者が100人以下のくるみん認定企業
建物及び建物附属設備	24%	32%
それ以外の資産	18%	24%

◆プラチナくるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間に初めてプラチナくるみん認定を受けた企業は、その資産について、認定を受けた事業年度から3年間、資産の種類に応じた、以下の割増償却率の適用が受けられます。

資産の区分	全てのプラチナくるみん認定企業
建物及び建物附属設備	15%
それ以外の資産	12%

2 くるみん税制の要件

以下の次世代育成支援対策資産について、行動計画にその導入を目標として掲げた上で、当該行動計画期間内に実際に導入すること

(ただし詳細な条件有)

- ◆事業所内保育施設
- ◆事業所内保育施設の取得または建設と同時に取得・製作した遊戯具、家具及び防犯設備
- ◆授乳コーナー
- ◆女性用休憩室
- ◆更衣室(男女別・ロッカー付)
- ◆多目的トイレ

雇用する労働者が使用するものに限る

◆労働者の自宅において利用させる電気通信設備又は当該電気通信設備を機能させるために当該労働者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備

- ◆自動車
- ◆特殊浴槽
- ◆特殊寝台
- ◆車椅子一体型寝台
- ◆移動用リフト
- ◆自動排泄処理装置

医療業、児童福祉業、老人福祉・介護事業又は障害者福祉事業を営む事業主が、事業の用に供しているものに限る

3 くるみん税制の利用を予定している場合の認定申請時における追加提出書類(概要)

1. 共通提出書類

- ◆税制利用予定の「次世代育成支援対策資産一覧表（様式第1号）」
- ◆必要事項を記載した「点検表」
- ◆資産の取得・建設等にかかる領収書又は契約書等の写し（日付が記入されているものに限る）
- ◆次世代育成支援対策資産に係る写真

2. 個別的提出書類

◆事業所内保育施設

- ・ 税制適用事業所内保育施設申告書（様式第3号）
- ・ 事業所内保育施設利用乳幼児数等報告票（様式第4号）
- ・ 付近見取図・配置図・平面図・断面図・立面図・写真・矩計図・仕上表
（建具のある場合は、建具表）
- ・ （増築・改築・建て替えの場合）以前の平面図・写真
- ・ 利用条件を（利用者の範囲など）明らかにする書類の写し
- ・ 建築基準法第7条第5項・第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の写し
- ・ 建物登記簿謄本
- ・ 運営開始日を明らかにする書類の写し（最初の利用者と交わした利用に関する書類など）
- ・ 配置されている保育士の保育士証の写し・研修修了者の研修終了証の写し
- ・ （事業所内保育所を所管する事業所が医療機関以外の場合）医療機関との協力体制が確保されていることを証明する書類

◆授乳コーナー、女性用休憩室、更衣室、多目的トイレ

- ・ 事業主が主として雇用する労働者のために当該施設を設置したことを確認できる書類
（就業規則、社内周知文書、平面図など）
- ・ 行動計画期間内に、建設工事が完了したことを示す写真

◆女性用休憩室

- ・ 女性用であることが確認できる書類又はその旨の表示を映した写真など

◆更衣室

- ・ それぞれ男性用・女性用であることが確認できる書類又はその旨の表示を映した写真など

◆電気通信設備等

- ・ 雇用する労働者が在宅勤務をすることを示す書類など（就業規則、社内周知文書、など）
- ・ 設備の様子が記載されたカタログ

◆乗降補助装置付き自動車、特殊浴槽、特殊寝台、車椅子一体型寝台、移動用リフト、児童排泄処理装置

- ・ 当該自動車又は設備に係るカタログ
- ・ 医療業等を営むことを示す書類等（都道府県知事の病院開設許可証の写し、介護施設指定事業所である旨を証明する書類など）

4 くるみん税制申請の流れ(概要)

1. 行動計画における資産導入に関する目標設定
2. 計画期間終了前から雇用均等室及び管轄の税務署へ相談（任意）（スムーズな審査のため）
※ くるみん・プラチナくるみん認定及びくるみん税制申請の相談については雇用均等室、くるみん税制の詳細及び詳細な申請相談については管轄の税務署へ
3. 計画期間終了後、雇用均等室あてくるみん認定申請及びくるみん税制申請
4. 均等室による認定審査・次世代育成支援対策資産の承認
5. 管轄の税務署によるくるみん税制適用審査及び承認
※ 当該資産に当該くるみん税制措置が適用されるかどうかの判断は、あくまで税務署となります。

5 お問い合わせ

埼玉労働局雇用均等室

TEL：048-600-6210

FAX：048-600-6230

お近くの税務署

上尾、朝霞、浦和、大宮、春日部、川口、川越、行田、
熊谷、越谷、秩父、所沢、西川口、東松山、本庄
にごさいます。